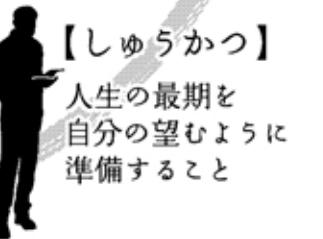


## 広告特集

企画・制作  
朝日新聞社広告局【しゅうかつ】  
人生の最期を  
自分の望むように  
準備すること紙上  
採録

## 朝日「終活」セミナー

～人生の最終ステージをデザインする～

[主催]朝日新聞社広告局 [協賛]アスカネット、オフィスイオン、シティインデックスナインス



藤川 太さん

ファイナンシャルプランナー

ふじかわ・ふとし●家計の見直し相談センター・生活デザイン株式会社代表取締役。山口県出身。慶應義塾大学大学院理工学研究科修了。同センターで生命保険の見直しを中心とした個人向け相談サービスを開設。著書に「サラリーマンは2度破産する」(朝日新聞出版)など多数。

## 「争族」を避ける遺言書

相続対策で重要なのは遺産分割です。納税と節税の対策もありますが、相続税のかかる人は相続があつた人の中で約4%、多くの金融資産を持つ人だけです。今後予定されている相続税法改正で基礎控除が縮小されたとしても、全体の6%程度でしょう。今は、遺産分割で相続をめぐるトラブル「争族」を中心にお話しします。

「争族」の原因は大きく分けて七つ。(1)不動産や未公開株ばかりで分割しにくい。(2)

「家賃不要で資産形成できた居の長男に、他の兄弟姉妹が「通帳管理をして使い込んだ」(3)子ども間の経済格差が大きい。(4)特定の人に生前贈与していた。(5)借金が多い。(6)月以内なら相続放棄できます。③子ども間の経済格差が大きいため、高所得の子どもは感情的に納得できません。(7)子どもは黙っていること

があり、相続で借金が無効になり、破棄されれば無効になります。④公正証書遺言書には、手書きで簡単ですが、内容が法的要件を満たしていないのが遺言です。まずエンディングノートで過去を振り返り、財産の棚卸しをしてください。思ひを整理して、法的効力のある遺言書に進みましょう。

遺言書には3種類あります。①自筆証書遺言は、手書きで簡単ですが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がありません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

今から考える  
「相続と遺言」の話

第二部

人生をより充実させる  
「終活」への取り組み今を楽しく生きる  
「老いじたく」のすすめ

第一部

## 葬儀は事前に選んでおく時代

日本は人口の約23%が65歳以上の高齢者で、他国と比べても急速に高齢化が進んでいます。核家族化も進み、夫婦と子どもだけの世帯と単身世帯を合わせると、人口の約60%を占めます。こうした状況に伴い、年金や医療保険、独居高齢者の増加による孤独死といった社会問題が生まれ、認知症患者の増加による成年後見制度の充実も求められています。また来年4月の介護保険法改正で24時間対応の訪問サービスが始まるところから、自宅での看取りが増えると予想されます。

葬儀の形も変化しました。1995年以降、葬儀場所の主流は、立派な葬儀会館になりました。大勢の会葬者が快適に参列でき、見栄えがいいこと、葬儀の決定権が女性になりました。移り自宅での葬儀を避けるようになつたことが、背景にあるでしょう。葬儀会館は、いわば「おもてなしの施設」で、僧侶はゲスト的存在になります。宗教離れが進みました。お墓や仏壇は不要という人も増えています。

10年前の調査(\*)で、葬儀の規模は「親しい人とこぢんまりしてほしい」と「葬儀

人が亡くなると「遺体・遺骨・遺族・遺産・遺品・遺言」の六つの「遺」を残します。遺族は「おもてなしの施設」で、僧侶はゲスト的存在になります。しかし、準備をせずに亡くなつて、動搖したまま葬儀を行うことは、遺族になりました。遺骨は、骨壺やア

をしています。家族だけで埋葬」を合わせると70%を超えた。立派な会館葬を体験した人たちが、自分たちが、自分自身をも選択肢です。また、法的に関係のない遺品については、エンディングノートを書くのがおすすめです。自分の人生を見つめることで、今後を生きるビントになります。遺影は、エンドレスが少額でも関係ありません。財産が少額でも関係ありません。相続と遺言は、ぜひ自分の問題と捉えて取り組んでください。



寺尾 俊一さん

家族葬専門葬儀社オフィスシオン代表  
「老いじたく練習帖」著者

1962年三重県生まれ。東海大学文学部卒業。葬祭業に30年以上携わる葬祭コンサルタント。1級葬祭ディレクター、グリーフケア・アドバイザー、儀典オーガナイザーの資格をもつ。2012年1月、全面監修を行った「まんがで丸わかりはじめてのお葬式」(イースト・プレス)が出版予定。

\*「葬儀にかかる費用等調査報告書」  
東京都生活文化局(2009年1月)

は、公証役場で公証人が作成する遺言で、改ざんや紛失も防げる確実な方法です。費用は、例えば相続人3人で相続財産1人あたり2千万円だと8万円です。(3)秘密証書遺言は、内容を秘密にできますが、法的不備があれば無効になる恐れがあります。

は、財産の分割方法、遺言の執行者の指定、お葬式やお墓の管理者などの希望、家族へのメッセージなど付言事項、日付・住所・氏名です。不動産は登記簿どおり、預金は銀行名・支店名・口座番号を明確に記載しましょう。法定相続人以外へ渡したいなら具体的に書きます。配偶者が先に亡くなった場合の分割方法を書いておくと、書き直す必要がありません。遺言執行者は弁護士など第三者に依頼します。

「うちにもめない」は大間違。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（2）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（3）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（4）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（5）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（6）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（7）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（8）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（9）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（10）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（11）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（12）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（13）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（14）公正証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など

がいません。遺言執行者は

弁護士など第三者に依頼しま

す。

（15）秘密証書遺言

書遺言は、手

書きで簡単で

すが、内容が

違います。子どもの配偶者など